

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 上告受理申立て事件

国側当事者・国

平成23年3月9日却下・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年4月28日判決、本資料260号-74・順号11430)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年12月22日判決、本資料260号-226・順号11582)

決 定

申立人 甲

相手方 国

同代表者法務大臣 江田 五月

上記当事者間の当庁平成●●年(〇〇)第●●号損害賠償請求控訴事件について、平成22年12月22日当裁判所が言い渡した判決に対する上告受理申立て事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件上告受理申立てを却下する。

上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、申立人は上告受理申立書に上告受理申立ての理由を記載せず、かつ、申立人に対する上告受理申立て通知書送達の日である平成23年1月14日から法定の期間内に当裁判所に上告受理申立て理由書を提出していないことが明らかである。よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号、61条を適用して主文のとおり決定する。

平成23年3月9日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 小松 一雄

裁判官 久保田 浩史

裁判官 片岡 早苗